公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１０４５３号
埼玉県狭山市大字北入曽484―１―206
債務者　肥田野一徳
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　和広
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５３５号
東京都板橋区大山東町52―11―203
債務者　笠原　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　智人
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５３６号
東京都板橋区蓮根２丁目28―２―215
債務者　松田　久子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古在　克子
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５３７号
東京都板橋区蓮根２丁目28―２―215
債務者　松田富士夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古在　克子
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６０１号
千葉県市川市平田３丁目６―18―302
債務者　須田　耕一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　仁史
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６０２号
埼玉県所沢市上新井２丁目69―４　クレール２―206
債務者　吉岡　康夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小濱　賢二
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６０３号
東京都中野区中野２丁目11―２―302
債務者　松田　良一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　直人
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６０４号
千葉県習志野市新栄１丁目３―10―412
債務者　徳光　晴子（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　直人
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６０５号
東京都江東区亀戸８丁目23―２―803
債務者　監物　知子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花輪　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６０７号
東京都西東京市ひばりが丘北４丁目４―16―502
債務者　林　　和宏
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花輪　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６０８号
埼玉県新座市栗原６丁目１―19　フレグランス高橋Ｃ号棟205
債務者　田鎖　淳一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　麻臣
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６１０号
東京都荒川区東尾久２丁目29―４
債務者　舘野　眞美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小濱　賢二
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６１１号
東京都練馬区貫井４丁目22―19―206
債務者　梅沢　修一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　麻臣
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６１２号
東京都世田谷区駒沢２丁目５―13―301
債務者　藤田徳太郎
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀越　　孝
4　破産債権の届出期間　平成22年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
東京地方裁判所民事第20部